

令和5年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月17日（金） 午前10時23分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第 31号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	石井 勉 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	上條 元康 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	山崎 油美子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○欠員（1名）

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前10時23分 開会

○委員長 ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。御提案を申し上げます追加議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

議案第 31 号 令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 1 号）

○委員長 それでは、議案第 31 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第 31 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。別冊の予算書 1 ページを御覧いただきたいと思います。第 1 条の関係ですが、歳入歳出の総額に 2 億 6,800 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 308 億 6,800 万円とする内容となっております。

補正の内容については、担当の課長から御説明申し上げます。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 それでは初めに、歳出について御説明申し上げます。9、10 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費、1 つ目の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業、今回の補正は、3 月 9 日に国の自治体説明会で、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチンの接種方針を受けまして、ワクチン接種事業を予算計上したものです。予算計上の基礎となります非接種者については、令和 4 年度の接種率を基に算定しております。なお、このワクチン接種事業は、ほぼ全額が国の負担金と補助事業の対象となっておりますが、現在、国においては補助金の見直しを調整しており、非接種者の人数によっては、補助金が減額となる可能性があります。

運営上の変更といたしまして、中ほどより少し下の黒ポツ、コールセンター等運營業務委託料 5,892 万円余は、ワクチンの予約システムとコールセンターの運営に関する委託料になりますけれども、令和 5 年度は国からコールセンターに対する補助金の上限額が示されたため、補助金内の運営とするため、コールセンターの設置を 4 月から 12 月までとしまして、営業日も休日の電話対応が少ないため、平日のみとさせていただく予定です。なお、LINE、WEBでの予約は引き続き 24 時間稼働しております。

続きまして、これまでのワクチン接種方針で変更となっている点がありますので、事前にお配りしております説明資料、令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種方針についてをお開きください。初めに、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種区分ですけれども、年齢や基礎疾患等の有無によりまして、接種回数や公的関与が変わってきます。

まず、上の表を御覧ください。市民の多くの方が追加接種となりますけれども、現在は令和 4 年秋開始接種の期間でして、この 3 月 31 日までで終了となっておりますが、こちらが 5 月 7 日まで延長となっております。5

歳以上の全年齢が公的関与、いわゆる接種勧奨努力義務の対象となっております。

5月8日からは令和5年春開始接種となりまして、65歳以上の方と5歳以上の基礎疾患を有する方、重症化リスクの高い方が集まる場所でサービスを提供する医療従事者や高齢者施設、障がい者施設等の従事者が対象となります。それ以外の健常な65歳未満の方は接種の対象外となります。また、公的関与につきましては、65歳以上と基礎疾患を有する方のみとなりますので、医療従事者や高齢者施設従事者等は、接種はできますけれども、公的関与はありません。

なお、春開始接種につきましては、オミクロン対応2価ワクチンとなります。5歳から11歳までの小児につきましては、オミクロン対応2価ワクチンがこの3月から開始となりまして、期間が短いため、8月末まで延長となっております。

その横になりますけれども、令和5年秋開始接種につきましては9月からとなります。5歳以上の全年齢の方が接種対象となります。なお、この公的関与につきましては春開始接種と同様に、65歳以上の方と基礎疾患を有する方となります。また、ワクチンについては、まだ詳細は決まっておりません。

その下の表ですけれども、初回接種がまだ未完了の方につきましては、引き続き、来年の3月末まで接種対象となりまして、従来型のワクチンの接種機会を提供してまいります。

次のページを御覧ください。こちらは接種スケジュールですが、前ページの表を整理したものです。括弧内の人数につきましては、令和4年度の接種率に基づいた接種見込み数となっております。

非接種者ですが、現状では、接種回数が増えるとともに非接種者の数が減少しているという状況です。また、そのときに感染状況によっても影響を受けますので、この辺が大きく変わる可能性もあります。

次のページ、本市の接種体制ですけれども、令和5年度は令和6年度以降の定期接種化に向けまして、個別接種を中心に実施してまいります。集団接種につきましては、個別接種で足りない分を補うような形で実施してまいります。

また、その下ですが、市の組織につきましても、新型コロナウイルス感染症についての取扱いが変更されるということです。市民サービスの維持、また向上させながら、事務の最適化を図るために、ワクチン接種推進室を健康づくり課のコロナワクチン接種推進係と変更してまいります。私からは以上となります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○柴田博委員 後からの説明で、公的関与があることとないことの違いはどういうことでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 公的関与につきましては、接種勧奨努力義務というところになりますので、今までは皆さんに打ってくださいということを積極的にお願ひしてまいりましたけれども、それについては、重症化リスクの高い高齢者であったりとか、基礎疾患のある方のみには打ってくださいというお願ひを積極的にしていくことになります。ほかの方につきましては、接種機会を提供しますけれども、それは御自身の判断で接種していただくことになります。

○柴田博委員 費用については、令和5年度は引き続き個人負担はなしということでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 おっしゃるとおり、費用については無料となっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

これは何回目の接種と思えばいいですか。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 国では何回目の接種という取扱いではなくて、いつの時期から始まるかという、今度は区切りで接種をしてみたいです。今、最大で接種されている方は、この秋開始接種で5回まで接種されている方が一番多い方になります。ですので、来年、65歳以上の方ですと2回接種の機会がありますので、この春開始については6回、また、秋開始については7回という形になります。

○委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

○小澤彰一委員 私はやはり積極的に進めていくべきだという立場で申し上げるのですが、いろいろな方からこのワクチンについて、こんな毒を注射してもいいのかというような、かなり暴言に近いようなことを言われて、私は返答に困るところがある。一般質問で前にも聞きましたけれど、そちらの課ではどのように対応しているのか教えていただきたいです。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 確かに、ワクチン接種推進室にもいろいろな方の御意見は届きます。毒を接種しているということでは全くありませんので、それはあくまでもインターネット上での書き込み等が、皆さんがそれを検索すると、それが主に目についてしまうということがあります。ただ、実際、副反応で苦しんでいる方もいらっしゃいますし、そこで悩んでいる方もいらっしゃいます。ワクチン接種については、どうしても副反応というデメリットがあります。ですので、デメリットとメリットを判断していただいて、国全体ではメリットのほうが優先するというところでワクチン接種を進めておりますけれども、デメリットと判断される方については、こちらは強制ではないということで、御自身で判断していただくということでお願いをさせていただいております。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 最後のページに令和6年度以降の定期接種化という表現がありますが、例えば経費等も含め、令和6年度以降はインフルエンザと同様になっていくという意味に捉えればよろしいですか。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 おっしゃるとおりです。現在、国のほうでは、令和6年度以降については定期接種化ということで、現在行っているインフルエンザワクチンと同様の内容ではないかということで話をしておりますが、ただ、これについても全然決まっているわけではありません。感染状況が広がれば、まだ無料の接種が続く可能性もありますし、その辺は変わってくる場合もあります。ただ、現状では、インフルエンザワクチンと同様の扱いの形で、有料化で、また個別接種のみで対応していくということで考えております。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 31 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 31 号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御提案申し上げました議案につきまして御審査を賜り、原案どおりお認めいただきまして誠にありがとうございました。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 36 分 閉会

令和 5 年 3 月 17 日（金）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印